

学校保健法等の一部を改正する法律案について

○ 法律案の趣旨

子どもの心身の健康の保持増進及び安全の確保が喫緊の課題となっている現状に適切に対応し、「安全で安心な学校」を実現するため、「学校保健法」及び「学校給食法」を改正する。

第1に、「学校保健法」については、法律の題名を「学校保健安全法」に改め、事故・事件・災害に対応する学校の安全管理に係る規定を整備する。

また、養護教諭その他の職員の相互連携による保健指導、地域の医療機関等との連携など、学校保健に係る規定の充実を図る。

第2に、「学校給食法」については、食育における学校給食の役割の重要性にかんがみ、食育の観点から学校給食の目標を見直すとともに、栄養教諭の専門性を活かした指導の実施、学校全体の指導計画の作成、地場産物の活用など、所要の規定の整備を図る。

1. 学校保健法の改正の概要

- 法律の題名を「学校保健安全法」に改正。
- 学校保健及び学校安全に関する「国及び地方公共団体の責務」を明記

(1) 学校保健に関する規定の整備

- 学校保健に関する「学校の設置者の責務」を明記
- 文部科学大臣が「学校環境衛生基準」を定めるべきこと、及び当該基準に照らして適切な環境を維持すべき旨を規定
- 養護教諭その他の職員の相互連携を図り、日常的に子どもの心身の状況を把握し、保健指導を行うべき旨を規定
- 地域の医療機関等と連携を図りつつ、健康相談・保健指導を行うべき旨を規定

(2) 学校安全に関する規定の整備

- 学校安全に関する「学校の設置者の責務」を明記
- 施設・設備の安全点検、学校生活(通学を含む。)や日常生活における安全に係る指導、職員の研修などについて「学校安全計画」に定め、実施すべき旨を規定
- 施設・設備に支障がある場合における学校長の改善措置について規定
- 危険等発生時に備えて「対処要領(マニュアル)」を各学校において作成すべき旨を規定。また、危害が生じた場合における心身の健康回復のための支援措置について規定
- 警察署等の関係機関、ボランティア団体等との連携により安全の確保を図るべき旨を規定

2. 学校給食法の改正の概要

- 食育の観点から学校給食の目標を改正
食に関する理解と判断力、自然の恩恵への理解、生命・自然の尊重
生産者への感謝と勤労の尊重、伝統的な食文化の理解

(1) 学校給食の管理運営に関する規定の整備

- 文部科学大臣が「学校給食実施基準」を定めるべきこと、及び当該基準に照らして適切な学校給食を実施すべき旨を規定
- 文部科学大臣が「学校給食衛生管理基準」を定めるべきこと、当該基準に照らして適切な衛生管理を実施すべきこと、及び改善措置を講ずべき旨を規定

(2) 栄養教諭を中心とする学校給食を活用した指導に関する規定の整備

- 栄養教諭は、その専門性を活かして、学校給食を活用した実践的な食の指導を行うべきことを規定。また、学校長は、食に関する当該学校の全体計画の作成等の措置を講ずべき旨を規定
- 栄養教諭が指導を行うに当たり、地域の産物を活用するなど、当該地域の食文化等の理解の増進を図るべき旨を規定